○関東地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月二十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

その関係図面は、平成二十五年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月二十九日

○関東地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月二十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

その関係図面は、平成二十五年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月二十九日

○関東地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月二十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

その関係図面は、平成二十五年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月二十九日

○中部地方整備局告示第十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年一月二十九日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号

中部地方整備局長　10

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ＣＩ東海

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	鈴木　辰男

(2)　変更年月日

平成二十五年二月一日

○近畿地方整備局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月二十九日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千七十七号南部大阪都市計画道路事業三・四・二百十九―八号和泉中央線

三　事業施行期間　自平成九年四月七日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

国会事項

開会式

第百八十三回国会の開会式は、一月二十八日天皇陛下の御臨席のもとに参議院議場において行われた。

衆議院議長は、次の式辞を述べた。

天皇陛下の御臨席を仰ぎ、第百八十三回国会の開会式を行うにあたり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し述べます。

わが国をめぐる現在の内外諸情勢には、緊急に解決を要する幾多の重要問題が山積しています。

われわれ議員一同は、この現状を深く認識し、内政、外交の各般にわたり、すみやかに適切な審議を行い、国民生活の安定向上に万全を期すとともに、諸外国との相互理解と協力を一層深め、世界の平和と人類の繁栄に寄与しなければなりません。

ここに、常会の開会式にあたり、日本国憲法の精神を体し、国会議員としてのわれわれに課せられた重大な使命にかんがみ、おのおの最善をつくしてその任務を遂行し、もって国民の信託にこたえようとするものであります。

次に、天皇陛下から次のおことばを賜った。

本日、第百八十三回国会の開会式に臨み、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

国会が、国民生活の安定と向上、世界の平和と繁栄のため、永年にわたり、たゆみない努力を続けていることを、うれしく思います。

ここに、国会が、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、国権の最高機関として、その使命を十分に果たし、国民の信託に応えることを切に希望します。

衆議院

報告書受領

一月二十五日内閣から次の報告書を受領した。

国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十四年七月一日までの間における同法の施行状況報告書

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告

議事日程

一月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号

平成二十五年一月二十八日（月曜日）

午前十時開議

第一　議席の指定

一　国務大臣の演説

参議院

議事日程

一月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号

平成二十五年一月二十八日（月曜日）

午前十時開議

第一　議席の指定

第二　国務大臣の演説に関する件

報告書受領

一月二十五日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十四年七月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。

また、同日内閣から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告を受領した。

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理

国務大臣　石原　伸晃

経済産業大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　石原　伸晃

内閣府特命担当大臣茂木敏充海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を命ずる

同　麻生　太郎

内閣府特命担当大臣甘利明海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を命ずる（以上一月二十五日）